

京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月15日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

#### 京都市交通局管理規程第6号

京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 削除

第4条を次のように改める。

(乗車券の発行)

第4条 前条第3号により、旅客運賃を無料とする場合は、特別乗車券(以下「乗車券」という。)を発行する。

第11条の見出し中「乗車券」の右に「及び京都市名誉市民証」を加え、同条第1項中「降車する際」を「乗車又は降車する際」に改め、同条第2項を次のように改める。

#### 2 削除

第11条第3項中「降車する際」を「乗車又は降車する際」に、「京都市名誉市民優待証」を「京都市名誉市民証」に改める。

#### 附 則

この規程は、京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日公布）及び京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日公布）の公布の日から施行する。ただし、第11条の見出し、同条第1項及び同条第3項の規定は、平成31年3月16日から施行する。

(交通局営業推進室)